

2025年4月

各 位

一般社団法人日本電機工業会

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書の 「一代前モデルなし」のご申請について

拝啓 時下益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。

平素は「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」の発行業務にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

2025年4月1日より、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る生産性向上要件証明書」の発行申請にあたり、「一代前モデルがない場合の申請」について、下記のとおりとなっていますので、ご確認の上、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

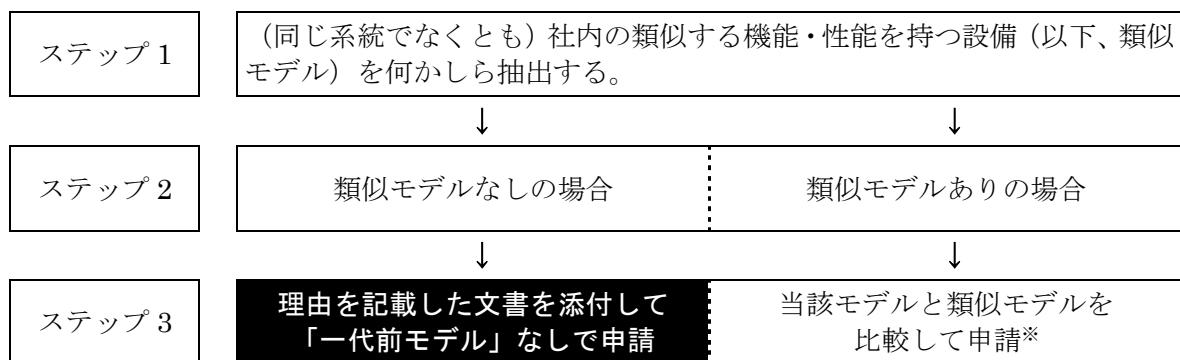
敬具

記

I. 一代前モデルがない場合の申請について

今後「一代前モデルなし」でご申請いただく場合は、以下の条件に適合したものに限らせていただきます。

- (1) 当該設備メーカーにおいて、全くの新製品（既存の製品カテゴリーに当てはまらない製品）で比較対象がない場合に限ります。
- (2) 併せて、「一代前モデルなし」の（弊会が納得出来る）理由を記載した文書を添付資料としてご提出下さい。この文書には、「設備メーカー名記載、申請元の責任者名記載、押印（社印、責任者認め印等）」を必ずお願いいたします。



*当該モデル及び類似モデルのエビデンス（カタログ、仕様書、販売開始時期がわかる資料）が添付されていないご申請については、一旦差し戻しとさせていただきますので、予めご了承をお願いいたします。

II. 適用開始時期について

2025年4月1日（火）以降にご申請いただく分（新規・再発行）より

以上

〒102-0082 東京都千代田区一番町 17-4

一般社団法人日本電機工業会 税制証明書発行窓口

jemazeisei_29@jema-net.or.jp